

三豊市監査委員告示 第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき工事監査(随時)を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年 6月 24日

三豊市監査委員 糸川 昇  
三豊市監査委員 三宅 静雄

平成 25 年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 52 号  
平成 25 年 6 月 24 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様  
三 豊 市 議 会 議 長 坂 口 晃 一 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇  
三 豊 市 監 査 委 員 三 宅 静 雄

平成 25 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第 9 項および第 10 項により、次のとおり提出します。

記

第 1 監査対象工事

No.	所管課	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
1	建設課	平成 24 年度市道手石場丸尾 線舗装修繕工事	2,264,850	香川建設（株）	H24. 5. 18～ H24. 6. 29
2	建設課	平成 24 年度市道財田西河内 線道路改良工事	7,351,050	(株) 山本グリーン ン建設	H24. 6. 14 ～ H24. 9. 5
3	建設課	平成 24 年度市道詫間 131 号 線道路改良工事（1 工区）	9,751,350	(株) 神 詫 組	H24. 6. 28～ H24. 11. 15
4	建設課	平成 24 年度市道新田原線道 路改良工事	13,860,000	(株) 安藤工業	H24. 9. 13～ H25. 1. 16
5	建設課	平成 24 年度第 2 期三豊市道 路維持修繕工事（仁尾工区）	2,408,700	(株) 菅 組	H24. 10. 1～ H25. 3. 29
6	建設課	平成 24 年度第 2 期三豊市道 路舗装修繕工事（山本工区）	2,866,500	(有) 大西工業	H24. 10. 1～ H25. 3. 31

7	建設課	平成24年度水谷川河川修繕工事	4,233,600	香川建設(株)	H24.11.22 ～H25.1.25
8	建設課	平成24年度市道香田1号線道路改修工事	6,300,000	(株)菅組	H25.1.11～ H25.4.30
9	港湾水産課	平成24年度大浜漁港A防波堤修繕工事	11,340,000	(株)岸本組	H24.11.22 ～H25.3.29
10	農業振興課	平成24年度林道久保谷線開設(改築)事業	11,114,250	(株)斉藤建設	H24.11.8～ H25.3.19
11	土地改良課	平成24年度単独県費補助土地改良事業17-15高瀬・三野地区	2,092,650	(株)関商事	H24.12.26 ～H25.3.15
12	土地改良課	平成24年度山本町地域振興基金事業百々井手地区外2地区水路改修工事	2,668,050	(有)藤田総業	H24.11.9～ H25.4.26
13	土地改良課	平成23年災害復旧事業台風12号災害(9月2日～3日)8-59岩下池地区外1件工事	6,935,250	(有)東豊開発	H24.3.7～ H24.8.15
14	水道局	平成23年度仁尾町仁尾の上地区送配水管布設替工事	11,361,000	(株)山下建設	H23.9.22～ H24.8.31
15	水道局	上記工事に伴う「平成23年度仁尾町仁尾の上地区送・配水管布設替工事設計業務委託」	1,899,450	(株)西讃中央設計三豊営業所	H23.7.7～ H24.3.30
16	水道局	平成24年度県道丸亀詫間豊浜線配水管支障移転工事	783,300	(株)山下建設	H24.5.24～ H24.8.3
17	水道局	平成24年度豊中町本山地区消火栓移設工事	1,449,000	三豊市上下水道工事業協同組合	H24.11.12 ～24.11.16
18	水道局	平成24年度豊中町市道比地大笠岡線配水管布設替工事(2工区)	6,037,500	ダイシン(有)	H24.12.13 ～25.2.28
19	水道局	平成24年度三豊市水道局会議室改修工事	4,079,250	(株)金丸工務店	H24.5.15～ 24.6.29

## 第2 監査期間

平成25年4月19日から平成25年4月25日まで

## 第3 監査の方法

平成24年度施工工事中、建設経済部及び水道局を対象に抽出検査を実施した。農業振興課所管工事から1件、建設課所管工事から8件、港湾水産課所管工事から1件、土地改良課所管工事から3件、及び水道局所管工事から6件を選出し、これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、繰越明許費設定を除く工事検査等が年度内に確実に終了しているか等を主眼として実施した。

監査にあたっては、監査対象工事の関係課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、工事現場においては、施工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

## 第4 監査の結果

関係書類はおおむね整備されており、また、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね適正に執行されていたが、別記のとおりその一部について改善検討を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に務めていただきたい。

## 【改善検討事項】

### <水道局>

「平成 24 年度三豊市水道局会議室改修工事」について、随意契約により執行されている。随意契約については、地方自治法施行令第 167 条の 2（随意契約）第 1 項各号、三豊市契約規則第 25 条（随意契約）第 1 項及び三豊市建設工事執行規則第 5 条（随意契約によることができる場合）第 1 項各号で規定されているが、契約方法も含め、次のような事案がある。

- ①工事内容は、ごく一般的な建物改修工事である。
- ②見積書を徴した業者数は、最低の 3 社である。
- ③設計図書及び契約金額から特殊な有利性があるとは考えにくい。
- ④本工事に付随する設計業務については、平成 23 年度に実施されているが、その業者選定方法に疑問を感じる。
- ⑤竣工から約 1 年経過しようとしているが、会議室の使用実績が少ない。

以上のような事業の執行に際しては、その使用目的、施工時期等を当初の計画段階で十分に検討・協議をされたい。なお、「随意契約ガイドライン」（平成 24 年 11 月 1 日 総務部長通達）を参照し、市民に対して説明責任を持っていることを認識していただきたい。

## 【意見】

### ①書類整備等について

#### <共通>

当初契約締結時から竣工検査までの書類については、なお、一層、的確な整理に努めていただきたい。

特に、着手届時から工期変更契約時、竣工届時に提出される工程表の確認と関連書類との整合性には注意が必要である。

また、工事記録については、業者との打ち合わせ記録はあるものの、地元関係者との記録簿がない場合がある。後日のためにも記録を残しておいた方が望ましいと思われる。

### ②用地取得について

#### <農業振興課、建設課>

用地取得が未完了状態での工事着手が 2 件あった。いずれも口約束又は覚書であるので後日の所有権移転登記を確実に履行していただきたい。